

報道関係者 各位

令和5年1月24日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和5年1月17日（火）から1月23日（月）において、埼玉労働局職員7名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

1月17日（火） 2名（ハローワーク川口、ハローワーク飯能）

1月18日（水） 2名（ハローワーク川口、ハローワーク越谷）

1月21日（土） 1名（ハローワーク浦和）

1月22日（日） 1名（ハローワーク大宮）

1月23日（月） 1名（ハローワーク川越）

当該7名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。